

★ 2号・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)の保育料について
 ～保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業～

※4月1日現在の年齢による		徴収基準額(月額)		
階層区分	定義	0・1・2歳児		3・4・5歳児
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
第1	生活保護世帯等	0円	0円	階層にかかわらず 0円
第2	市民税非課税世帯	0円	0円	
第3	48,600円未満	10,000円	9,800円	
	(ひとり親世帯等)	5,000円	4,900円	
第4-1	57,700円未満	18,000円	17,600円	
	(ひとり親世帯等)	6,000円	5,800円	
第4-2	62,000円未満	18,000円	17,600円	
	(ひとり親世帯等)	6,000円	5,800円	
第5-1	77,101円未満	26,000円	25,600円	
	(ひとり親世帯等)	6,000円	5,800円	
第5-2	97,000円未満	26,000円	25,600円	
	(ひとり親世帯等)	20,800円	20,480円	
第6	169,000円未満	39,000円	38,400円	
	(ひとり親世帯等)	31,200円	30,720円	
第7	301,000円未満	54,000円	53,100円	
	(ひとり親世帯等)	43,200円	42,480円	
第8	397,000円未満	56,000円	54,800円	
第9	397,000円以上	58,000円	56,400円	

※給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外ですので、実費で施設にお支払いいただきます。

※この基準額のほか、多子軽減による減額免除措置の対象となる場合があります。

(副食費の免除について)

年収360万円未満相当世帯^{※1}の子どもたちと全ての世帯の第3子^{※2}以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

※1 上記の表で第1階層から第4-1階層までの世帯
 (ひとり親世帯等の場合は第1階層から第5-1階層まで)

※2 小学校3年生(同一世帯のみ)までを第1子として計算